

Title	R. ローズ著, 犬童一男訳 現代イギリスの政治
Sub Title	Richard Rose, Politics in England : an interpretation, Boston, 1974
Author	飯田, 鼎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1980
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.73, No.2 (1980. 4) ,p.313(153)- 316(156)
JaLC DOI	10.14991/001.19800401-0153
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19800401-0153

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.



R. ローズ著, 犬童一男訳

『現代イギリスの政治』

<岩波書店, IおよびII, 1979年>

(1)

イギリスについては、今日いろいろな意味で話題となり、問題視されている。たとえば「イギリス病」に象徴されるような、経済の停滞と行き詰りをはじめとして、IRA (アイルランド共和国軍) の、ベルファーストはもとより、ロンドンをはじめとする大都市での爆弾によるテロ行動など、その政治的・経済的危機の深刻さをもっとも鮮明に現わしているといえよう。こうしたイギリスの直面する重大な問題の背景には、過去の歴史的な経緯と遺産があることはいままでもないが、問題は、現代イギリスの政治は、以上のような困難な問題を有効適切に処理し、且つ克服しうるかどうかという点になると、きわめてむずかしい問題をはらむのである。

著者R・ローズは、このことを強烈に意識して本書をまとめている。アメリカ人のイギリス政治研究者として彼はつぎのようにいう。「本書は、イギリスとアメリカの間を行きつ戻りつしながら、イギリス政治を研究し続けた著者の四分の一世紀にわたる経験を総括するものである」(日本語版への序文)。本書において追求されようとするモチーフについて、著者は、巧みにつぎのように要約する。「イギリスの政治制度の適応性についても聞かされる諸批判がある。政府のまさにその連続性が、政府をだんだん困難にしてきたのだと主張されている。今日の現代的諸問題への対応は、長い間にわたって確立した、政党、官僚、そして議会の諸手続きといったものの抵抗によって抑えられているといわれる。これらの批判は、イギリスの政治制度における連続性と安定性が、政治的停滞の原因たりうることを問題にしている」(序文)。

著者は、アメリカの政治を意識しながら、いわば比較政治学的に問題を取りあげているのが、本書の第一の特徴である。邦訳書は二巻にわかれ、第一巻には、
第一章 世界におけるイギリスの位置

第二章 歴史の諸拘束

第三章 君主の国家構造

第四章 政治文化と正統性

第五章 政治的社会化

第六章 参加者の補充

そして第二巻には、

第七章 政治的通信とその不在

第八章 圧力団体

第九章 政党の選択

第十章 政策作成

第十一章 政策の効果

第十二章 イギリスにおける変容

筆者は、本書を読むことによって得られたイギリス政治の印象を、わが日本のそれとひき比べ、感想を語ることにしよう。

一般にイギリスと日本とを比較した場合、その類似点および相違点は、一体どこにあるのであろうか。類似している点としては、(1)古い歴史を有する島国であること、(2)ともに王国であること、(3)文化的にも宗教的にも大陸からさまざまな影響をうけ、これを同化して固有な文化を創り出していること、(4)政治的にも、大陸の影響をうけ、これに深い関心をもっているのに反し、大陸政策は一般に曖昧で変化し易いことなどがあげられよう。

他方、相違点は、(1)イギリスは、斜陽の国といわれて、経済的に競争力が弱まっているのにたいし、日本は、今や西ドイツとならんで経済大国の地位を築きつつあること、(2)イギリスは、国内に、アイルランド問題のような深刻な問題をかかえているのに反し、日本には深刻な民族問題は存しないこと。尤も70万人にのぼる在日朝鮮人にみるように、問題が全くないわけではないが、深刻な政治問題になっているわけではない。(3)イギリスは、19世紀以来、二大政党制を建前とする議会主義の国であり、民主主義の伝統が根強いのにたいし、日本の民主主義の歴史は浅く、二大政党制というよりは多党化傾向が顕著であること、などがあげられるであろう。

しかし、日英両国の一般的な比較ではなく、とくに政治、すなわち、民衆の政治意識および政治感覚、政治制度および行政組織に焦点をおいて考えた場合、一体どのような対比が可能であろうか。イギリス議会政治は、1640年、いわゆる清教徒革命の過程で、チャールズ一世がオリヴァ・クロムウェルによって処刑され、1688年、ジェームズ二世の廃位と、オレンジ公ウィリ

アムの即位によって名誉革命が実現したとき、翌1689年、国王の権力を制限するものとしての権利章典が制定され、勃興するブルジョア階級の支配権の確立と相まって、実質的に人権宣言を内容とする憲法となった。そして1215年、ジョン王の下でのマグナ・カルタ、1628年、チャールズ一世の下で人民を代表するによって強制された権利請願、1679年の人身保護法(Habeas Corpus Act)、1689年オレンジ公ウィリアム(ウィリアム三世)の下での権利章典、1970年の王位継承法、1833年の奴隷制廃止法、1919年の性別による欠格(の除去)に関する法律、そして最近では、性差別禁止法というような長い歴史的発展をとげてきたのであるが、周知のようにイギリス憲法は不文憲法であり、議会の機能も議院内閣制も成文法によって規定されているわけではない。以上にのべたように、制定法として成文化されているものもあるが、多くは制定法とならんで、「憲法上の慣例」があり、さらに普通法(Common Law)にもとづいて裁判官が具体的に行なった制例法よりなっている。

このような不文憲法を中核とするイギリスに比較して、他のヨーロッパ諸国の憲法は、日本のそれと同じく成文憲法が主流であり、その差は国民の政治意識に密接な関係があると思われる。産業資本が勃興し、ブルジョア階級がホイッグ党に結集するとともに、トーリー党と対抗関係に立つという歴史的過程のなかで、総理大臣は国王と議会との周旋人としての地位を確立した(1., 40頁)。すなわち議会政治は、ブルジョア階級の支配の道具として発展した階級的な制度であった。だが、こうした分析は、本書には明瞭に現われていない。

イギリス人の政治意識は、数世紀にわたる国王の権力と議会との闘いのなかで培われてきているため、王党としての Tory と庶民党としての Whig との権力闘争が、産業革命の進展の渦中で、土地貴族党としての Tory 党と新興ブルジョア階級の利益を主として代表する Whig 党の対立という二大政党制の原型が形づくられ、今日の保守対労働の二大政党による政権交替のルールが確立したのであった。とはいえこの間に、今世紀初頭、自由党から分離独立した労働党が、1920年代に自由党の覇権を奪うという政治的変動こそみられたが、二大政党制を基軸とする政権交替のルールは微動だにしなかった。こうしたなかで、イギリス国民は自然に政治的訓練をうけるわけで、政治といえば、労働党か、保守党か、という二大政党のいずれを支持

するか、という問題に帰着する。

著者は、まず政治意識育成の場としての家庭をあげ、選挙調査結果に基づいて「両親がともに保守党支持である成人は、保守党に傾きがちであり、両親が労働党だった人は、労働党支持者となる傾向がある」(165頁)。つまり、支持政党が両親同一である42例をとりあげた場合、両親ともに保守党である人は、67パーセントが保守党支持になる傾向があり、他方、両親ともに労働党である場合は、その71パーセントが労働党支持になるという割合を示している(上掲書、1., 165頁の表V-1を参照)。

わが国の場合は、多党化傾向が進んでいるなかで、両親の政党支持傾向が一定せず流動的であるため、イギリスのように家族の政治意識に明確な影響をあたえられるかどうかあきらかではない。二大政党を制度化した理由のなかには、ひとつには、イギリス社会のもつ階級制の問題および選挙制度の差異が国民の政治意識を規定している事実、すなわち小選挙区制と階級意識とが深くかかわっているように思われる。「投票者は各選挙区で一議席を求める幾人かの氏名、住所、職業を含む一枚の紙を渡される」(上掲書II., 71頁)のであって、一選挙区一議席という文字通り小選挙区制である。わが国の場合、この小選挙区制の導入が一時問題になり、社会党、共産党などのいわゆる革新野党をはじめ、少数政党は反対であった。おそらくこれは、保守と革新とが、一議席をめぐるはげしく対立する図式となり、二大政党制への途が開かれる可能性を秘めている。これは少数党としては、たとえば、今日のイギリス共産党にみるように議席を失う危険性もあり、ある面では脅威であるが、他面では保守・革新の競合関係を通じて、選挙民は政治的存在としての自己を確認する絶好の機会をあたえられる。しかしわが国の場合、これが果して有効に機能するかどうかは別問題である。何故ならば、日本人は、いわゆる階級帰属意識が非常に稀薄であるからである。

日本人は、しばしば指摘されるように、中流意識が強く、自分の生活程度について、実に90パーセント以上が中位にあるという調査結果を示しているが、このような事実は、自分がどの階級に属しているかという階級帰属意識が稀薄であることにもっとも多く負っているように思う。ところが、イギリス人の場合は、「労働党投票者の間では半分以上が意識的に労働者階級であり、わずか16人に1人が自己を中産階級とみているにすぎない」(前掲書、1., 186頁、表V-5を参照)。労働者

階級の規定も必ずしも容易ではないが、イギリスの場合、労働党支持者の半分以上が、自己を労働者階級の一員として位置づけているのは、長い歴史を有する労働組合運動と、この上に立つ労働党が彼らの利益を守っているという信頼があるからではなからうか。わが国の場合はそのように簡単ではなく、労働者階級の票は、労働組合を通じての組織票であるかどうかに関係なく、社会党、共産党、公明党および民社党に配分され、さらに自民党にまで流れる。しかしそのうち、どれだけが、みずからを労働者階級と意識的に規定して行動しているであろうか、もちろん、イギリスでも、階級帰属意識の稀薄なものは、保守・労働両党支持者のうちでもかなり高いが、わが国のような極端な中流意識はみられない。思うにこれは、家庭、学校および社会教育の差異からおこってくるように思う。

私が、1974年春から75年秋にかけてのイギリス留学で体験したことであるが、イギリスの子供たちの自立が日本と比べて非常に早いことに驚かされた記憶がある。満17歳で義務教育を終了した少年少女達は、進学コースを選んで大学に進学した者も、短期のカレッジに入ってそれぞれ職業生活に入る者も、親元から離れて独立の生計を営むのが普通である。わが国ではこのような現象はみられず、ほぼ彼らが結婚生活に入るまで親と同居する者が大部分である。すなわち、それだけ子としての若者の自立は遅いわけであり、政治的な自立も未成熟である。イギリスの青年は、すでに満18歳になれば選挙権を獲得し、独立の生計を営みながら苦闘する過程で、次第に階級的存在としての自己に目覚めるのではなからうか。その意味で、日本の家庭や社会は、若者にひどく甘いといわなければならない。従って彼らにとって政治とは、わが国民の多くにみられるような「天家国家」のことでなく、日常茶飯事であり、実に「ナイフとフォークの問題」と考えられているところに、わが国民の政治意識との重大な差がある。

政治意識は、たんに選挙民の問題であるばかりでなく、選出される議員の資質の問題でもある。イギリスにおける政治家の職業的背景は、保守・労働両党とも知的専門職が多く、とりわけ、閑僚の出身階層については、知的専門職が過半数を占める。とくに目立っているのは、「指導的な労働党政治家たちは、保守党の場合よりも多く、特に教師、法曹、ジャーナリズムといった知的専門職の出身である」(前掲書Ⅰ、189頁)。これにたいして地方議員の出身階層は、下院議員と異

なって、管理者、ビジネスマンが29%、これについて筋肉労働者の19%、知的専門職の16%、そして農民の15%となっており、下院議員とは決定的に異なる。しかしもっとも印象的なのは、議員の報酬の問題である。

イギリス人の地方政治にかんする関心が特に強いというわけではなく、地方議会は、「半数の地区で議席が無投票で決まり、地方議会で投票する者は半以下」(上掲書、Ⅰ、204頁)という状況である。しかし注目すべきは地方議員の政治にたいする姿勢である。「普通の議員は、毎週およそ12時間を政治的仕事に費やしている〔イギリスの地方議員には歳費という給与はないが、議会の会議および委員会などで費やした時間にたいする日当制の手当支給がなされる。しかしそれは少ない額である。1978年に1日11ポンド〕。地方議員に関する研究によると、ほとんどの者が彼らの仕事から高度の満足を得ている」という(前掲、Ⅰ、205頁)。

日本の場合にはどうか。イギリスとは対照的に、国会議員はもとより地方議員は給与にも等しい歳費を支給され、その額は年々ひき上げられているばかりでなく、長期連続の議員にたいしては年金までも支給される。本来、知的な職業ではなく、公職であるが故に立候補制をとっているのに、恰も私的な職業従事者に劣らない高い歳費を支給され、しかも年金までお手盛りするとは言語同断であり、まことに許すべからざる政治的頹廢といわなければならない。この点、イギリス人の政治的モラルと理想ははるかに高く、日本人は金銭的に卑しいのみならず、政治における理想は低く且つ貧しい。「政治はその財政上の報酬のために、高い地位にある人たちを魅きつけるのではない。下院議員の年俸4,500ポンド(邦貨約225万円…1979年)は、高級官僚や多くのジャーナリストの年収よりずっと少ない金額である」(前掲、Ⅰ、227～8頁)。各省大臣の年俸ですら、1979年現在13,000ポンド(前掲、228頁)、邦貨約650万円にすぎない。

イギリスと日本とで、何故にこのような差違が生まれるのであろうか。思うにそれは、イギリスにおいて政治家を志す人々は、政治家の職業としての精神的価値、その使命感の発露にもっとも大きな喜びと意義を見出すのにたいし、わが国では、世俗的な職業的感覚をもっとも濃厚にもつ権力志向的な人々が、しばしば利権漁り、少なくとも利権や経済的利益にかんする情報を目的として政治に志すからであり、勢い買収や迎合は日常茶飯事となり、むしろそれらの手段こそ、選

挙運動の常套手段となる。その結果は、金権選挙となり、金のかかる政治的雰囲気固定化し、政治家はその代償を利権の確保と歳費値上げに求めるようになる。しかし根底的にはやはり、このような腐敗した土壌を黙認する選挙民の側に問題があると同時に、民衆の政治意識を高めようと真剣に努力しないマス・コミュニケーション、とりわけ大新聞の責任は重大である。

私は、一年半のイギリス滞在中に総選挙を、二度目撃したが、驚いたことに、選挙運動中、一台の候補者の宣伝カーも見ず、わずかに各戸に「イギリス労働党を支持せよ!」とか、「〇〇候補を支持しよう!」という手書きのスローガンが掲げられているのを見たにすぎなかった。実にクールな国民というべきか。個別訪問は自由である。日本も個別訪問を自由化したら、却って買収できなくなるのではなからうか。印象的なことは、イギリスの新聞は、日本のそれのように投票結果を予想する記事を一切載せないことである。この予想なるものがいかにあてにならぬものであるか、昨年(1979年)の衆議院選挙結果から明らかである。

イギリスの新聞の特殊性は、まず第一に党派性が明瞭であること、そして第二に大新聞の寡頭支配が徹底していないことがあげられる。日本の新聞は不党不偏を標榜するのにたいし、彼らは労働党、保守党あるいは自由党というように党派性を明白にする。

「朝日」、「読売」、「毎日」および「日経」が、日本の大新聞とすれば、イギリスにこれに該当するものは、「タイムズ」、「ガーディアン」、「テレグラフ」そして「フィナンシャル・タイムズ」であろう。しかしもっとも購読者の多いテレグラフ紙でさえ、150万部に満たない。日本の「朝日」や「読売」は、700万~800万の発行部数を誇っている。大衆の多くは大衆紙や娯楽紙を好み、「タイムズ」や「ガーディアン」は読まないのと比較すると、大新聞を2,000万部以上もこなす日本の読者層の水準は圧倒的に高いということになる。しかしそれでは日本人の政治意識がそれほど高いかといえ、それほどでもなく、金脈問題が叫ばれ、買収が公然と行われている。マスコミュニケーションの発達は、必ずしも政治意識の向上と正比例しないわけである。日本人とイギリス人の政治にたいする考え方は、どこがどうちがうのであろうか。一言にしていえば、日本人は、政治を利権と考える傾向が濃厚であるのにたいし、イギリス人は、権利として理解する。それはどこからくるか。これについては思い出すことがある。

英語では「親切」という意味をあらわすのに、'ki-

nd' といまひとつ 'helpful' という言葉がある。邦訳すればどちらも「親切」であるが、この二つの言葉には重大な差異がある。'kind' はその言葉のニュアンスが示す通り、「同種の者にたいする親切」を意味するのにたいし、'helpful' とは、「天はみずからを助くる者を助く」('Heaven helps those who help themselves') の諺にみられるように、神の前にすべて平等な個人としてあらわれるすべての同胞ひとりびとりにたいして親切であることをあらわす表現ではないだろうか。わが国には、'kind' の意味での「親切さ」はあっても、'helpful' の精神は欠如しているのではないか。仲間うちならば、どんなにひどいことをしても、買収はもとより、取賄なども問題にならない。彼はしばしば 'kind' であり、破廉恥罪の容疑者であっても、当選することが稀ではない。イギリスの政治を理想化するわけではないが、わが国は、以上の点でイギリスに及ばず、精神的・政治的風土としては後進国である。

(B6. 2冊, 240(I)+xiv+253(II)+vi+11, 1,200円, 1400円, 岩波書店, 1979年)

飯田 鼎

(経済学部教授)